

# 【小施策評価(令和元年度実績評価)】

## 小施策の総合計画における位置付け

基本目標	4	人が集い活力を生むまちづくり	小施策 主管課等	交通政策課
施策	27	交通環境の構築	評価 責任者	清水 治 内線 2760
小施策	27-1	総合交通計画の推進	評価 シート 作成者	藤原 司 内線 2761

## 小施策の概要

現状と課題(総合計画実施計画から転記)	⇒	取組の方向性(総合計画実施計画から転記)
公共交通や自転車は、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにつながるのと同時に、高齢者をはじめとする交通弱者にとってなくてはならない身近な交通手段であることから、その役割を踏まえた交通環境の構築が課題となっている。		円滑な交通環境を構築するために、鉄道やバスなどの各交通手段と道路などの交通基盤を総合的に捉えた「ひと・まち・環境」にやさしい総合的な交通体系の構築を進める。
対象(誰(何)を対象として行うのか)	⇒	意図(具体的に対象をどのような状態にしたいのか/対象+成功状態)
各交通手段、幹線道路等 利用者		総合的な交通体系が確立される。 利用者が快適に移動できる。

## 小施策の成果指標の達成状況・評価(令和元年度実績)

実績値の推移				実績の評価		
		単 位	目指す方向	成 果 点	⇒	成果の要因分析
指標①	まちづくり評価アンケート調査「快適に移動できる」と答えた市民の割合	%	↗	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路整備プログラム事務の上位計画である「もりおか交通戦略」に関し、これまでの取組の評価及び次期計画策定の考え方について、総合交通施策懇話会から意見を聞き、概ね了解された。</li> <li>盛岡市地域公共交通網形成計画を策定し、地域型交通システム整備事業に関し、「交通空白地区を解消する移動手段の確保・導入」を事業に位置づけた。</li> <li>令和2年3月末に廃止となる岩手県交通の路線バス好摩直通線について、沿線が公共交通空白地とならないよう代替交通の確保のため、岩手県交通以外のバス事業者と協議を重ねた結果、岩手県北バスにおいて、路線バスとして好摩直通線を2年4月から運行することとなった。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>もりおか交通戦略のこれまでの取組の評価では、7割の施策に取り組み、また「歩いて楽しむ中心市街地形成戦略」の目標は達成できており、「公共交通軸の充実・強化戦略」の目標では未達成な目標値があることから、今後も施策を着実に進める必要があること。一方、現計画は、策定から10年経過しており、国の新しい施策や社会情勢の変化等に対応する必要があることから、引き続き令和2年度の次期計画策定の中で検討することとした。</li> <li>盛岡市地域公共交通網形成計画策定検討時のアンケート調査等から、「交通空白地区を解消する移動手段の確保・導入」が課題となった。</li> <li>岩手県交通の路線バス好摩直通線の廃止に伴う代替交通の確保について、沿線地元住民から懇談会などにおいて、代替交通は必要との意見が多かったこと。</li> </ul>
当初値 (H25)	43.9	R1目標値	46.7	R6目標値	49.5	
				問 題 点	⇒	問題の要因分析
				<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路変更事務では、県策定の盛岡広域都市圏道路網基本計画の道路網から外された都市計画道路南仙北滝沢線等の一部では、あらかじめ水田等の土地改良事業で確保された道路予定地(創設換地)があるため、今後、その道路予定地についての取り扱い方針を定める必要がある。</li> <li>都市計画道路整備プログラム事務では、財源確保の状況と進捗の状況を管理する必要がある。</li> <li>公共交通利用が不便な地域において、地域型交通システム整備事業により、既存バス路線の維持等に取り組んできたが、高齢化や過疎化により今後益々地域が増加することや、赤字路線の乗車人数の減少から補助要件割れにより路線廃止となる。</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路変更事務では、都市計画道路南仙北滝沢線等が一部廃止となった場合の、確保済みの道路予定地の取扱い方針が未定であること。</li> <li>都市計画道路整備プログラム事務では、要望どおりの交付金確保が困難な状況から、整備中路線に進捗の遅れや、未着手路線の着手時期に影響が生じる可能性があること。</li> <li>運転免許の返納や、高齢化による運転不安者の増加に対し、郊外部においては、公共交通が不採算であること等から、対応が困難。</li> </ul>

## 今後の方向性(令和2年度以降)

評価を踏まえた取組の方向性	★…R2年度着手済または着手予定 ☆…R3年度以降の着手を検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路変更事務では、都市計画道路用地として確保された道路予定土地の今後の取扱いについて検討を行い、地元の意見を把握しながら、適切な時期を見据えて、変更手続きの検討を進める。</li> <li>都市計画道路整備プログラム事務では、プログラムの進捗管理を行うとともに、社会情勢の変化の影響による現プログラムの進捗状況を踏まえた次期プログラムの策定検討を進める。</li> <li>社会情勢等の変化に対応した都市計画道路ネットワークを検討し、関連計画との整合性を踏まえた、もりおか交通戦略次期計画の策定を進める。</li> <li>盛岡市地域公共交通網形成計画に位置づけた「公共交通空白地区を解消する移動手段の確保・導入」事業について、地域住民や交通事業者と連携・協力しながら検討を進める。</li> </ul>	